

令和5年第3回姫路市議会  
定例会提出議案

(議案第115号～議案第135号)

# 目 次

ページ

議案第 1 1 5 号	姫路市立家島交流センター条例について……………	1
議案第 1 1 6 号	新甲山浄水場建設事業者審査委員会条例について……………	9
議案第 1 1 7 号	姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例及び姫路市旅館業法 施行条例の一部を改正する条例について……………	1 1
議案第 1 1 8 号	姫路市興行場法施行条例の一部を改正する条例について……………	1 2
議案第 1 1 9 号	姫路市屋外広告物条例の一部を改正する条例について……………	1 4
議案第 1 2 0 号	姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部 を改正する条例について……………	1 6
議案第 1 2 1 号	姫路市空家等対策協議会条例及び姫路市老朽危険空家等の対 策に関する条例の一部を改正する条例について……………	1 8
議案第 1 2 2 号	姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について……………	2 0
議案第 1 2 3 号	姫路市立青少年キャンプ場条例の一部を改正する条例について……	2 3
議案第 1 2 4 号	契約の締結について……………	2 5
議案第 1 2 5 号	契約の締結について……………	2 6
議案第 1 2 6 号	契約の締結について……………	2 7
議案第 1 2 7 号	訴えの提起について……………	2 8
議案第 1 2 8 号	市道路線の認定及び廃止について……………	3 0
議案第 1 2 9 号	令和 4 年度姫路市水道事業会計剰余金の処分について……………	6 2
議案第 1 3 0 号	令和 4 年度姫路市下水道事業会計剰余金の処分について……………	6 3
議案第 1 3 1 号	議決更正について……………	6 4
議案第 1 3 2 号	議決更正について……………	6 5
議案第 1 3 3 号	議決更正について……………	6 6
議案第 1 3 4 号	議決更正について……………	6 7
議案第 1 3 5 号	議決更正について……………	6 8

議 案 第 1 1 5 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 姫路市立家島交流センター条例について

姫路市立家島交流センター条例を次のように制定する。

### 姫路市立家島交流センター条例

#### (設置)

第 1 条 市民の世代間の交流を育む活動の促進並びに教養の向上及び健康の増進を図るとともに、高齢者の生きがいづくりを支援するため、姫路市立家島交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

#### (位置)

第 2 条 センターの位置は、次のとおりとする。

姫路市家島町宮 1 4 1 0 番地 1 2

#### (事業)

第 3 条 センターは、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 世代間の交流促進の場を提供し、交流を育む活動を支援すること。
- (2) 市民の教養の向上及び健康の増進を図ること。
- (3) 高齢者の生きがいづくり及び仲間づくりを支援すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

#### (開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

#### (休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日）とする。

(2) 12月28日から翌年1月3日まで  
(使用許可)

第6条 別表区分の欄に掲げる施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可に際し、センターの管理上必要な条件を付することができる。  
(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの建物、建物の附属設備、器具、備品等（以下これらを「建物等」という。）又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (4) センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(目的外使用の禁止等)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の変更等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

(1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可条件に違反してセンターを使用したとき、又は使用しようとするとき。

- (2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が、公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を市長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第9条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合によりセンターを使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、その使用する建物等を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 使用者は、センターの係員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第14条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。
- 3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(行為の禁止)

第15条 何人も、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物等又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、センターの管理に支障がある行為をすること。

(入場の拒否、退場の命令等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に掲げる者のほか、センターの管理上の必要な指示に従わない者

2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに市長に連絡し、又はその他必要な措置をしなければならない。

(損害の賠償)

第17条 建物等若しくは資料を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者又は第14条第3項に規定する義務を履行しない者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。この場合において、第6条、第7条、第9条、第11条、第14条及び第16条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定方法及び選定基準)

第19条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にセンターの管理を行うことができると思われるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

(1) センターの管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。

(2) センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者として選定することができる。

（再度の選定）

第20条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあっては、指定を取り消したもの）を除くものの中から再度同条第2項の規定による選定を行うことができる。

(1) 候補者を指定管理者に指定することが不相当と認められる事情が生じたとき。

(2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

（指定管理者の指定）

第21条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

（指定管理者の業務の範囲）

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業を行うこと。

(2) 使用許可に関すること。

- (3) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、第18条から第22条まで及び第25条の規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の前においても、使用許可その他センターを供用するために必要な準備行為をすることができる。

(姫路市立老人福祉センター条例の一部改正)

- 3 姫路市立老人福祉センター条例（平成18年姫路市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称 姫路市立香寺健康福祉センター

位置 姫路市香寺町矢田部733番地

第4条中「別表第1の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日



(3) 12月28日から翌年1月4日まで

第6条第1項中「別表第2第1項及び第2項の表区分の欄」を「別表区分の欄」に改める。

第10条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分	午前	午後	全日
	午前8時40分から午後0時40分まで	午後1時から午後5時まで	午前8時40分から午後5時まで
	円	円	円
集会室（ホール）	12,220	12,220	24,440
集会室1	1,010	1,010	2,030
集会室2	1,520	1,520	3,050
会議室	2,030	2,030	4,070
小会議室1	1,010	1,010	2,030
小会議室2	1,010	1,010	2,030
教養娯楽室1	3,050	3,050	6,110
教養娯楽室2	2,030	2,030	4,070
教養娯楽室3	5,090	5,090	10,180

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の展示若しくは販売を行う場合の使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額に当該使用料の20割に相当する額を加算した額とする。
- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額に当該使用料の10割に相当する額を加算した額とする。
- 3 冷暖房を使用する場合の使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額に

当該使用料の4割に相当する額を加算した額とする。

- 4 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、全日の使用料（前3項に該当するときは、これらの規定により計算された額）を5で除して得た額に超過時間を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間の計算は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。
- 5 この表に定めのない時間帯に使用する場合の使用料は、午後の使用料（第1項から第3項までに該当するときは、これらの規定により計算された額）の1時間当たりの算出料金に2分の3を乗じて得た額に、使用時間を乗じて得た額とする。この場合における使用時間の計算は、前項後段の規定を準用する。

別表（第10条関係）

区分	使用料（1時間につき）
	円
集会室1	400
集会室2	400
調理室	800
多目的室1	200
多目的室2	150
和室	400

備考

- 1 使用時間は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の展示若しくは販売を行う場合の使用料は、当該使用区分に係る使用料の額に当該使用料の10割に相当する額を加算した額とする。

議 案 第 1 1 6 号

令和 5年 9月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 新甲山浄水場建設事業者審査委員会条例について

新甲山浄水場建設事業者審査委員会条例を次のように制定する。

### 新甲山浄水場建設事業者審査委員会条例

(設置)

第1条 上下水道事業管理者の附属機関として、新甲山浄水場建設事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上下水道事業管理者の諮問に応じ、新甲山浄水場建設事業に係る契約候補者の選定に関する事項について審議し、及び審査し、その結果を上下水道事業管理者に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから上下水道事業管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市その他関係行政機関の職員
- (3) その他上下水道事業管理者が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、これを非公開とする。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者が招集する。

議 案 第 1 1 7 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例及び姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例及び姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例及び姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例（平成 1 2 年姫路市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 5 号中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

(姫路市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 姫路市旅館業法施行条例（平成 1 5 年姫路市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 4 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日から施行する。

議 案 第 1 1 8 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市興行場法施行条例の一部を改正する条例について

姫路市興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市興行場法施行条例の一部を改正する条例

姫路市興行場法施行条例（平成 2 4 年姫路市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書及び第 5 号並びに同条第 2 項ただし書を削る。

第 5 条中「臨時の興行場」を「仮設又は既設の建物を使用して臨時に興行する興行場（以下「臨時の興行場」という。）」に改める。

第 6 条の見出しを「（構造設備基準の適用除外）」に改める。

第 8 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

法第 2 条の 2 第 2 項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）
- (2) 営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の届書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書

第10条を次のように改める。

(変更等の届出)

第10条 興行場を営む者は、第3条の申請書若しくは第8条若しくは前条の届書に記載した事項を変更したとき、又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、10日以内に届書に保健所長が必要と認める書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

2 営業者が死亡し、又は解散したときは、推定相続人又は清算人（法人の解散が合併によるものであるときはその業務を行う役員であった者、破産手続開始の決定によるものであるときはその破産管財人）等は、その日から20日以内に届書に許可証を添えて保健所長に提出しなければならない。ただし、法第2条の2第2項の規定による届出が行われた場合は、この限りでない。

第11条中「興行場の営業者が講じなければならない興行場の」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(衛生措置基準の適用除外)

第12条 市長は、興行場の形態等により、前条に掲げる基準によることができない場合であつて衛生上支障がないと認めるとき、又はこれらの基準による必要がないと認める場合は、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

議 案 第 1 1 9 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 姫路市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

姫路市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 姫路市屋外広告物条例の一部を改正する条例

姫路市屋外広告物条例（平成8年姫路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「2年」を「3年」に改める。

第8条中「から前条まで」を「、第5条、第6条第1項及び前条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条第1項中「許可の期間を定めるほか、良好な」とあるのは、「良好な」と読み替えるものとする。

第15条第1項前段中「係る広告物等」の次に「（以下「許可広告物等」という。）」を、「設置する者」の次に「（以下「広告設置者」という。）」を、「管理する者」の次に「（以下「広告管理者」という。）」を加え、同項後段中「当該広告物等を管理する者」を「広告管理者」に改め、同条第2項中「この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者」及び「当該広告物等を表示し、又は設置する者」を「広告設置者」に改め、同条第3項及び第4項中「この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者」を「広告設置者」に、「当該広告物等を管理する者」を「広告管理者」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（点検）

第15条の2 広告設置者は、第4条第1項の許可又は第6条第3項に規定する更新に係る申請をする場合には、表示し、又は設置している許可広告物等の本体、接合



部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検を行わなければならない。

2 前項の規定により点検を行う許可広告物等が次のいずれにも該当するときは、規則で定める資格又は技能を有する者に前項の点検を行わせなければならない。ただし、規則で定める広告物等は、この限りでない。

(1) 広告物等を表示し、又は設置してから8年を経過したもの

(2) 広告物等の上端の地上からの高さが4メートルを超えるもの

第16条第2項中「この条例の規定による許可に係る広告物等」を「許可広告物等」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年6月30日までの間、この条例による改正後の第15条の2第2項の規定の適用については、同項本文中「行わせなければ」とあるのは、「行わせるよう努めなければ」とする。

議 案 第 1 2 0 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正  
する条例について

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正  
する条例

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成 2 3 年姫路市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 2 6 条」を「一第 2 6 条」に改める。

第 2 条第 2 項第 7 号中「緑地」の次に「、広場」を加える。

第 9 条第 2 号中「又は緑地」を「、緑地又は広場」に改める。

第 2 5 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「1 5 0 平方メートル」を「3 0 0 平方メートル」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 政令第 2 9 条の 2 第 1 項第 5 号イの規定により条例で定める施設の種類の、主として住宅（長屋又は共同住宅を除く。）の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、公園とする。

第 2 5 条の次に次の 1 条を加える。

（公共施設の整備等に関する基準の緩和）

第 2 5 条の 2 法第 3 3 条第 3 項の規定による技術的細目において定められた制限の緩和として政令第 2 9 条の 2 第 2 項第 3 号イの規定により条例で定める開発区域の

面積の最低限度は、前条第2号に規定する開発行為に限り、1ヘクタールとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条、第9条、第25条及び第25条の2の規定は、この条例の施行の日以後に第13条第1項の規定による協議の申請が行われた開発事業について適用し、同日前に協議の申請が行われた開発事業については、なお従前の例による。

議 案 第 1 2 1 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市空家等対策協議会条例及び姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市空家等対策協議会条例及び姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市空家等対策協議会条例及び姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の一部を改正する条例

(姫路市空家等対策協議会条例の一部改正)

第 1 条 姫路市空家等対策協議会条例（平成 2 8 年姫路市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

(姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の一部改正)

第 2 条 姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例（平成 2 9 年姫路市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 2 2 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 2 項中「地方公共団体の長」の次に「、空家等に工作物を設置している者」を加える。

第 8 条第 2 項及び第 3 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 2 2 条第 1 項」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「第 1 4 条第 2 項」を「第 2 2 条第 2 項」に改め、同条第 6 項中「第 1 4 条第 3 項」を「第 2 2 条第 3 項」に改め、同条第 7 項中「第 1 4 条第 4 項」を「第 2 2 条第 4 項」に改め、同条第 8 項中「第 1 4 条第 5 項」を「第 2 2

条第5項」に改め、同条第9項及び第10項中「第14条第6項」を「第22条第6項」に改め、同条第11項及び第12項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第13項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、「命ぜられるべき者」の次に「（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）」を加え、「その者」を「当該命令対象者」に、「者に」を「者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を」に、「相当の期限を定めて、」を「市長は、その定めた期限内に命令対象者において」に、「市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨を」を「市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、」に改め、同条第15項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「同条第11項」を「同条第13項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「前項後段」を「第13項後段」に改め、「相当の」を削り、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法第22条第11項の規定により災害その他非常の場合において、特定老朽危険空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定老朽危険空家等に関し緊急に除却、修繕その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、同条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定老朽危険空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

第9条中「第14項」を「第15項」に改める。

#### 附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

議 案 第 1 2 2 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

### 姫路市火災予防条例の一部を改正する条例

姫路市火災予防条例（昭和 3 7 年姫路市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第 1 2 条の 2 第 1 項第 3 号中「雨水等」を「その<sup>きょう</sup>筐体は雨水等」に改める。

第 1 4 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 1 4 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第14条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第12条の2第1項第3号」に改める。

第53条第11号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリド付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
			据置型レンジ	21k W以下	100	15 注	15	15 注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリド付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	80	0	—		0
				据置型レンジ	21k W以下	80	0	—		0
	固体燃料以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50		50
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—		30

	するもの						
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200	
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の姫路市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。



議 案 第 1 2 3 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立青少年キャンプ場条例の一部を改正する条例について

姫路市立青少年キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立青少年キャンプ場条例の一部を改正する条例

姫路市立青少年キャンプ場条例（平成 1 7 年姫路市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称 姫路市立太尾キャンプ場

位置 姫路市豊富町豊富 3 9 2 8 番地

第 3 条中「姫路市立太尾キャンプ場」を「キャンプ場」に改める。

第 5 条の見出しを「（開場日）」に改め、同条本文中「休場日」を「開場日」に、「次の各号に掲げるキャンプ場の区分に応じ、当該各号に定める日」を「7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日まで」に改め、同条ただし書中「変更し、又は臨時に休場日を設ける」を「変更する」に改め、同条各号を削る。

第 6 条中「姫路市立太尾キャンプ場」を「キャンプ場」に改める。

第 7 条第 1 項中「別表区分の欄に掲げるキャンプ場の施設」を「キャンプ場のテントサイト」に改める。

第 1 1 条第 1 項を次のように改める。

キャンプ場のテントサイトに係る使用料は、無料とする。

第 1 1 条第 2 項中「及び備品」を削り、「使用料」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）」を加える。

第 1 2 条中「前条」を「前条第 2 項」に改める。

第19条から第25条までを削り、第26条を第19条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の姫路市立青少年キャンプ場条例第22条第1項の規定により指定された指定管理者（以下「施行日前の指定管理者」という。）に係る同条例第24条に規定する事業報告書を提出しなければならない義務並びに施行日前の指定管理者の役員及び職員であった者に係る同条例第25条に規定する秘密を他に漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

議 案 第 1 2 4 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

(仮称) 姫路市立家島交流センター新築 (建築) 工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	(仮称) 姫路市立家島交流センター新築 (建築) 工事
工 事 場 所	姫路市家島町宮 1 4 1 0 番地 1 2
工 期	令和 6 年 8 月 3 0 日限り
契 約 金 額	1 5 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	随意契約
契 約 の 相 手 方	姫路市西今宿二丁目 1 番 3 4 号 栄伸工業株式会社 代表取締役 菅原 栄作

議 案 第 1 2 5 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

坊勢漁港（西ノ浦地区）西 5 号防波堤耐震改良基礎工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	坊勢漁港（西ノ浦地区）西 5 号防波堤耐震改良基礎工事
工 事 場 所	姫路市家島町坊勢地先
工 期	令和 6 年 8 月 3 0 日限り
契 約 金 額	1 9 6 , 3 9 2 , 9 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市広畑区正門通三丁目 6 番の 2 株式会社吉田組 代表取締役 壺阪 博昭

議 案 第 1 2 6 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 契約の締結について

旧姫路市中央卸売市場解体撤去工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。  
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

### 記

工 事 名	旧姫路市中央卸売市場解体撤去工事
工 事 場 所	姫路市延末 2 9 5 番地
工 期	令和 7 年 9 月 3 0 日限り
契 約 金 額	1, 9 3 6, 0 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	ハマダ・工成共同企業体 代表者 姫路市網干区新在家 1 2 6 1 番地の 1 2 株式会社ハマダ 代表取締役 帽田 泰輔 構成員 姫路市網干区大江島 6 7 4 番地 工成建設株式会社 代表取締役 藤木 浩一

議 案 第 1 2 7 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 訴えの提起について

事務管理に基づく費用償還請求事件について、下記のとおり訴えを提起したい。  
地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。

#### 記

- 1 事件名 事務管理に基づく費用償還請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告1 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

被告2 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

#### 3 事件の概要

(1) 被告1は、姫路市辻井八丁目436番94の土地（以下「本件土地1」という。）の所有者である。

被告2は、平成31年1月14日に[REDACTED]が死亡し、同人に相続人のあることが明らかでないため成立した相続財産法人である。[REDACTED]は、本件土地1の北側に隣接する姫路市辻井八丁目436番1の土地（以下「本件土地2」という。）の持分6200分の200の共有者であった。

本件土地1及び本件土地2（以下これらを「本件各土地」という。）は宅地造

成により生じた傾斜地であるところ、平成28年9月20日及び平成29年10月22日の台風到来に起因して斜面の一部崩落が発生した。更なる崩落が生じた場合、本件各土地南側に位置する市道や住宅を巻き込んだ災害となることが予想されたため、原告は本件各土地の所有者らに対して、再崩落防止のための対策工事を行うよう繰り返し指導要請したが、十分な崩落防止措置はとられなかった。

- (2) そこで、原告はやむを得ず、本件各土地の所有者らに代わって応急対策工事等を実施し、これに要する費用として計4170万2492円を支出した。
- (3) 原告は、本件各土地の所有者らに対し、民法（明治29年法律第89号）第702条第1項の規定に基づき、応急対策工事等のために支出した費用（以下「本件事務管理費用」という。）を任意に支払うよう求めたが、履行されなかった。
- (4) そのため、原告は、本件各土地の所有者らを相手方として、本件事務管理費用4170万2492円の償還を求めて姫路簡易裁判所に調停を申し立てた（なお、XXXXXXXXXXは調停申立て時には死亡しており、戸籍上相続人が見当たらなかったため、相手方から除外した。）。令和4年11月10日、被告1以外の相手方が原告に対して合計2535万2793円を支払う旨の調停に代わる決定がなされ、同決定はその後確定した。被告1は調停期日に一切出頭しなかったため、被告1との関係では調停不成立となった。
- (5) そこで、被告らに対し、本件事務管理費用4170万2492円から調停に代わる決定に基づき支払われるべき2535万2793円を控除した1634万9699円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求め訴訟提起するものである。

#### 4 請求の趣旨

被告らは、原告に対し、連帯して、金1634万9699円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を求めるもの

#### 5 訴訟の方法等

控訴、上告その他本件処理に関する付帯事項は、市長に一任する。

議 案 第 1 2 8 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の認定及び廃止について

下記路線を市道として認定し、及び廃止したい。

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

記

1 認定する路線

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
城北 3 4 3 号線	姫路市野里上野町一丁目 7 6 6 番 3 地先	
	姫路市野里上野町一丁目 7 6 6 番 5 地先	
安室 3 6 7 号線	姫路市田寺八丁目 5 番 1 6 地先	
	姫路市田寺八丁目 9 番 1 地先	
安室 4 0 7 号線	姫路市御立東一丁目 4 1 4 番 1 1 地先	
	姫路市御立東一丁目 4 1 4 番 8 地先	
安室 4 0 8 号線	姫路市御立中二丁目 5 2 8 番 7 3 地先	
	姫路市御立中二丁目 5 2 8 番 8 9 地先	
安室 4 0 9 号線	姫路市御立中二丁目 5 2 8 番 7 7 地先	
	姫路市御立中二丁目 5 2 8 番 3 9 地先	
安室 4 1 0 号線	姫路市御立中二丁目 5 2 8 番 6 1 地先	
	姫路市御立中二丁目 5 2 8 番 6 0 地先	



高岡 301号線	姫路市下手野四丁目599番11地先	
	姫路市下手野四丁目611番1地先	
曾左 254号線	姫路市書写349番6地先	
	姫路市書写327番14地先	
曾左 255号線	姫路市書写1307番10地先	
	姫路市書写1307番7地先	
手柄 231号線	姫路市飯田三丁目122番6地先	
	姫路市飯田三丁目122番9地先	
荒川 378号線	姫路市苦編南二丁目9番地先	
	姫路市苦編南二丁目169番4地先	
荒川 379号線	姫路市苦編76番5地先	
	姫路市苦編428番1地先	
白浜 51号線	姫路市白浜町甲840番3地先	
	姫路市白浜町甲829番地先	
英賀 353号線	姫路市飾磨区矢倉町一丁目100番7地先	
	姫路市飾磨区矢倉町一丁目100番5地先	
八幡 384号線	姫路市広畑区才304番1地先	
	姫路市広畑区才470番1地先	
八幡 392号線	姫路市広畑区蒲田四丁目123番3地先	
	姫路市広畑区蒲田四丁目123番6地先	
八幡 393号線	姫路市広畑区西蒲田24番11地先	
	姫路市広畑区西蒲田24番7地先	
広畑 311号線	姫路市広畑区高浜町三丁目82番20地先	
	姫路市広畑区高浜町三丁目82番49地先	
広畑 312号線	姫路市広畑区高浜町三丁目82番58地先	
	姫路市広畑区高浜町三丁目82番31地先	

広畑 313号線	姫路市広畑区高浜町三丁目82番40地先	
	姫路市広畑区高浜町三丁目82番39地先	
勝原 341号線	姫路市勝原区大谷65番1地先	
	姫路市勝原区大谷54番5地先	
勝原 370号線	姫路市勝原区大谷46番7地先	
	姫路市勝原区大谷46番18地先	
勝原 371号線	姫路市勝原区宮田754番6地先	
	姫路市勝原区宮田753番7地先	
勝原 372号線	姫路市勝原区大谷54番12地先	
	姫路市勝原区大谷54番24地先	
旭陽 173号線	姫路市網干区高田155番4地先	
	姫路市網干区高田42番6地先	
旭陽 255号線	姫路市網干区田井37番14地先	
	姫路市網干区田井37番10地先	
旭陽 256号線	姫路市網干区田井37番24地先	
	姫路市網干区田井37番5地先	
旭陽 257号線	姫路市網干区坂出295番7地先	
	姫路市網干区坂出18番6地先	
余部 104号線	姫路市余部区上余部239番10地先	
	姫路市余部区上余部239番7地先	
余部 105号線	姫路市余部区上余部748番5地先	
	姫路市余部区上余部748番10地先	
谷外 116号線	姫路市飾東町庄12番6地先	
	姫路市飾東町庄21番1地先	
谷外 148号線	姫路市飾東町庄30番3地先	
	姫路市飾東町佐良和8番19地先	

四郷 135号線	姫路市四郷町山脇335番7地先	
	姫路市四郷町山脇335番1地先	
別所 216号線	姫路市別所町小林8番8地先	
	姫路市別所町小林8番1地先	
香呂 307号線	姫路市香寺町中仁野181番1地先	
	姫路市香寺町中仁野181番7地先	

## 2 廃止する路線

路線名	起	点	重要な 経過地
	終	点	
安室 367号線	姫路市田寺八丁目5番16地先		
	姫路市田寺八丁目5番13地先		
高岡 301号線	姫路市下手野四丁目599番11地先		
	姫路市下手野四丁目608番地先		
白浜 51号線	姫路市白浜町甲839番地先		
	姫路市白浜町甲835番10地先		
八幡 384号線	姫路市広畑区才304番1地先		
	姫路市広畑区才301番地先		
勝原 341号線	姫路市勝原区大谷65番1地先		
	姫路市勝原区大谷65番1地先		
旭陽 173号線	姫路市網干区高田155番4地先		
	姫路市網干区高田77番19地先		
谷外 116号線	姫路市飾東町庄12番1地先		
	姫路市飾東町庄17番15地先		

# 《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

野里上野町一丁目

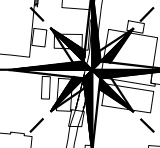
野里上野町一丁目

野里慶雲寺前町

国道312号

JR東海道線

野里

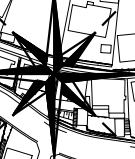


34

認定 番号	路線名
1	城北343号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



御立北一丁目

御立東一丁目

御寺八丁目

御寺六丁目

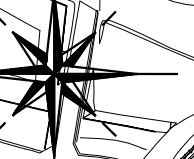
御寺七丁目

廃止 番号	路線名
1	安室367号線

認定 番号	路線名
1	安室367号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



県道姫路環状線

御土庫  
丁目

田寺東四丁目

田寺東三丁目

田寺東一丁目

認定	
番号	路線名
1	安室407号線

# 《参考》市道路線認定位置図

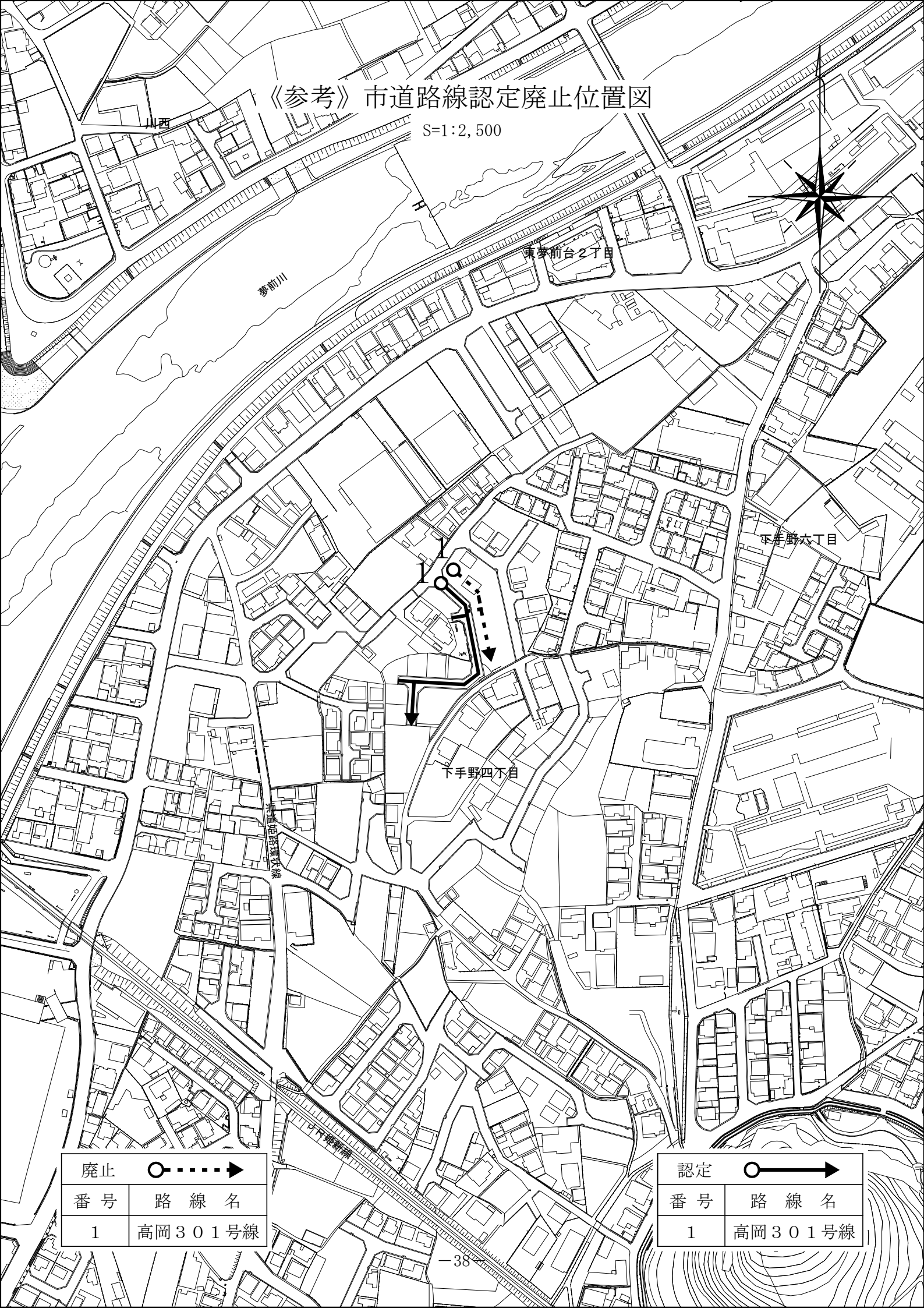
S=1:2,500



認定	
1	安室408号線
2	安室409号線
3	安室410号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



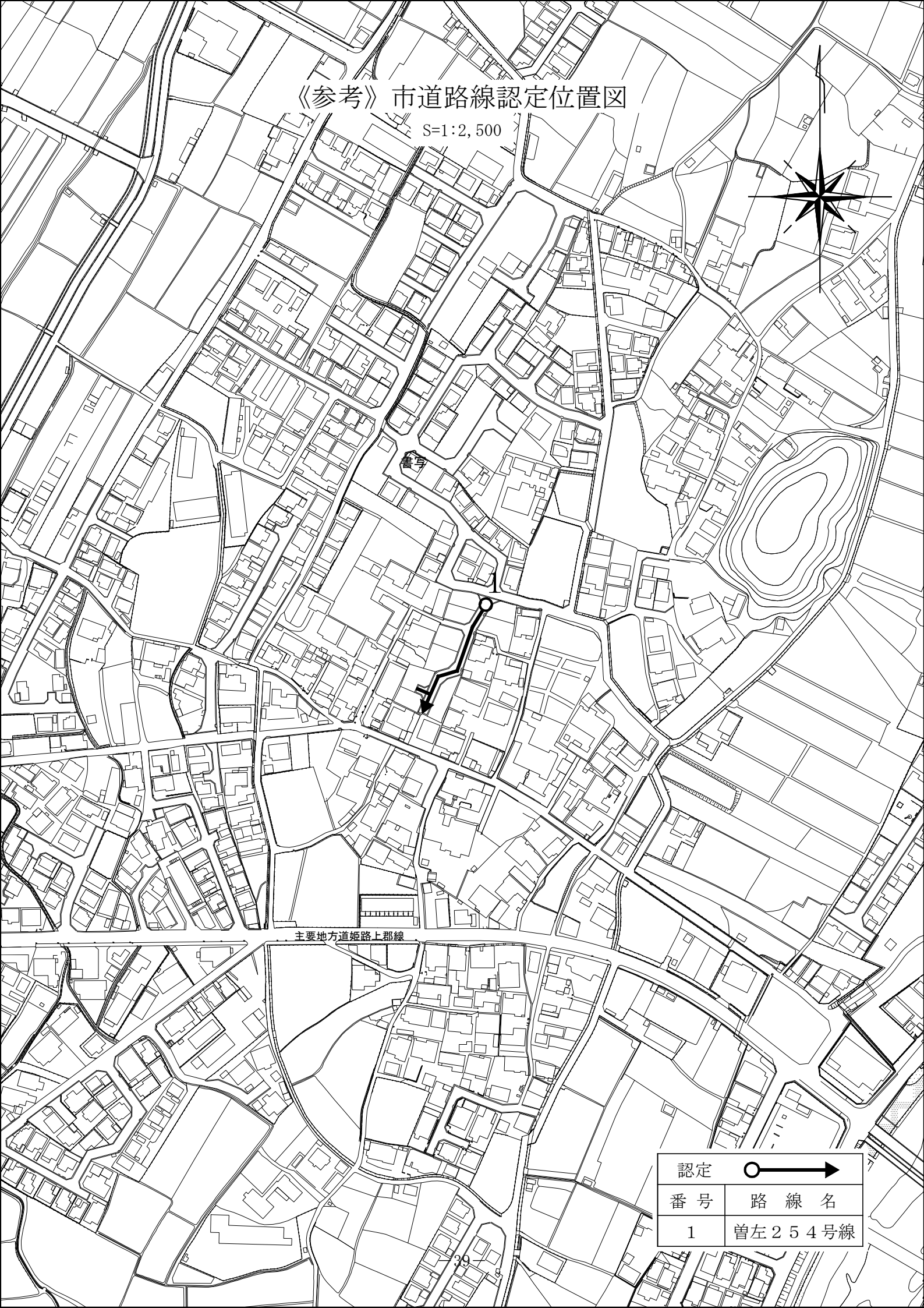
廃止	○-----▶
番号	路線名
1	高岡301号線

認定	○————▶
番号	路線名
1	高岡301号線



# 《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

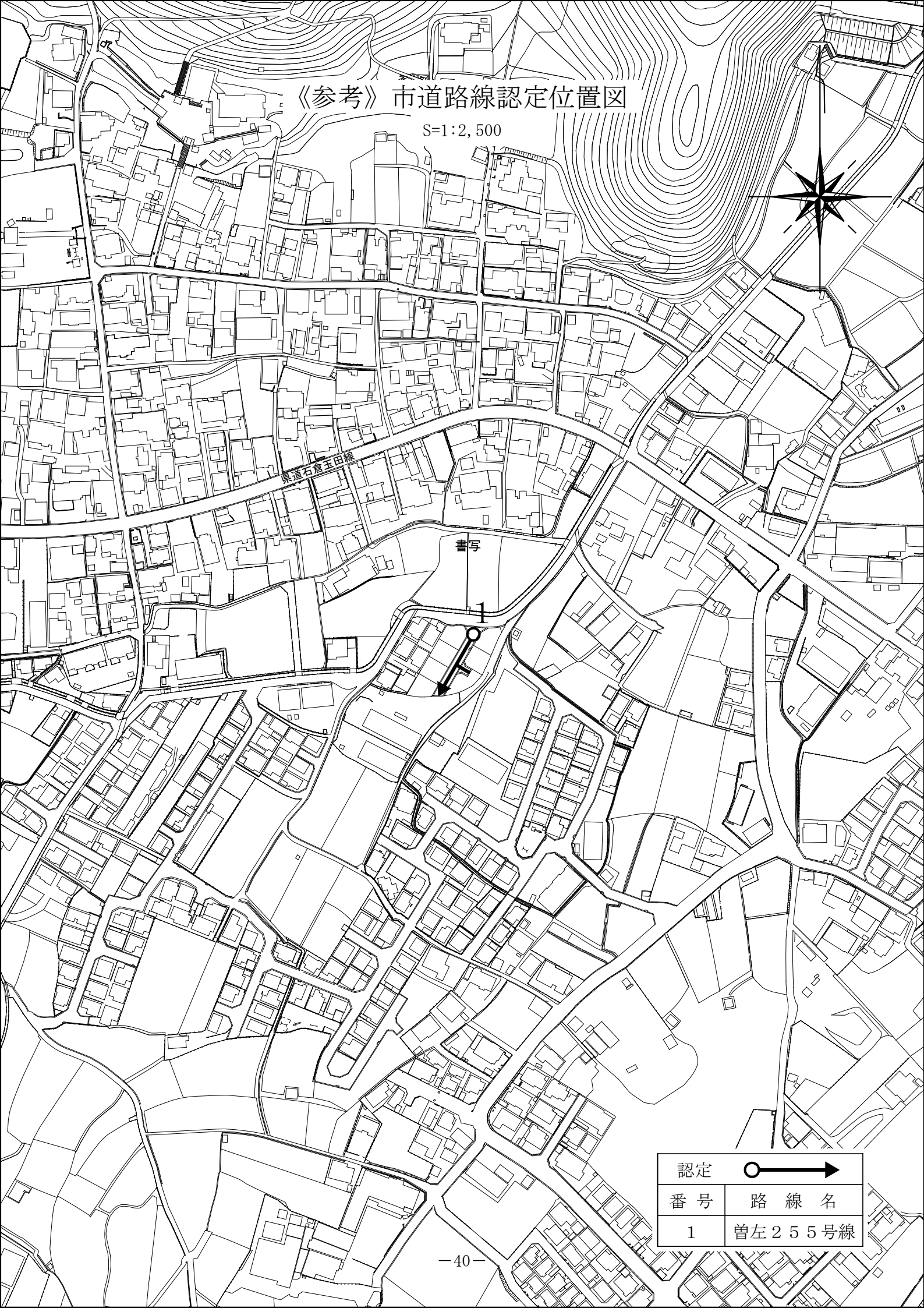
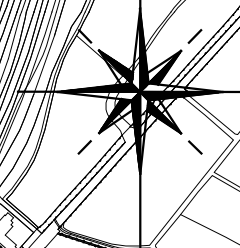


主要地方道姫路上郡線

認定	
番号	路線名
1	曾左254号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



県道石倉玉田線

書写

1

認定	
番号	路線名
1	曾左255号線

《参考》市道路線認定位置図

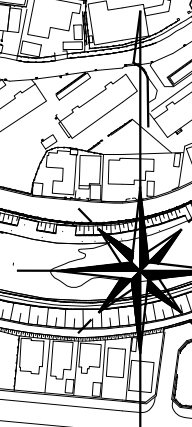
S=1:2,500

船場川

飯田

飯田三丁目

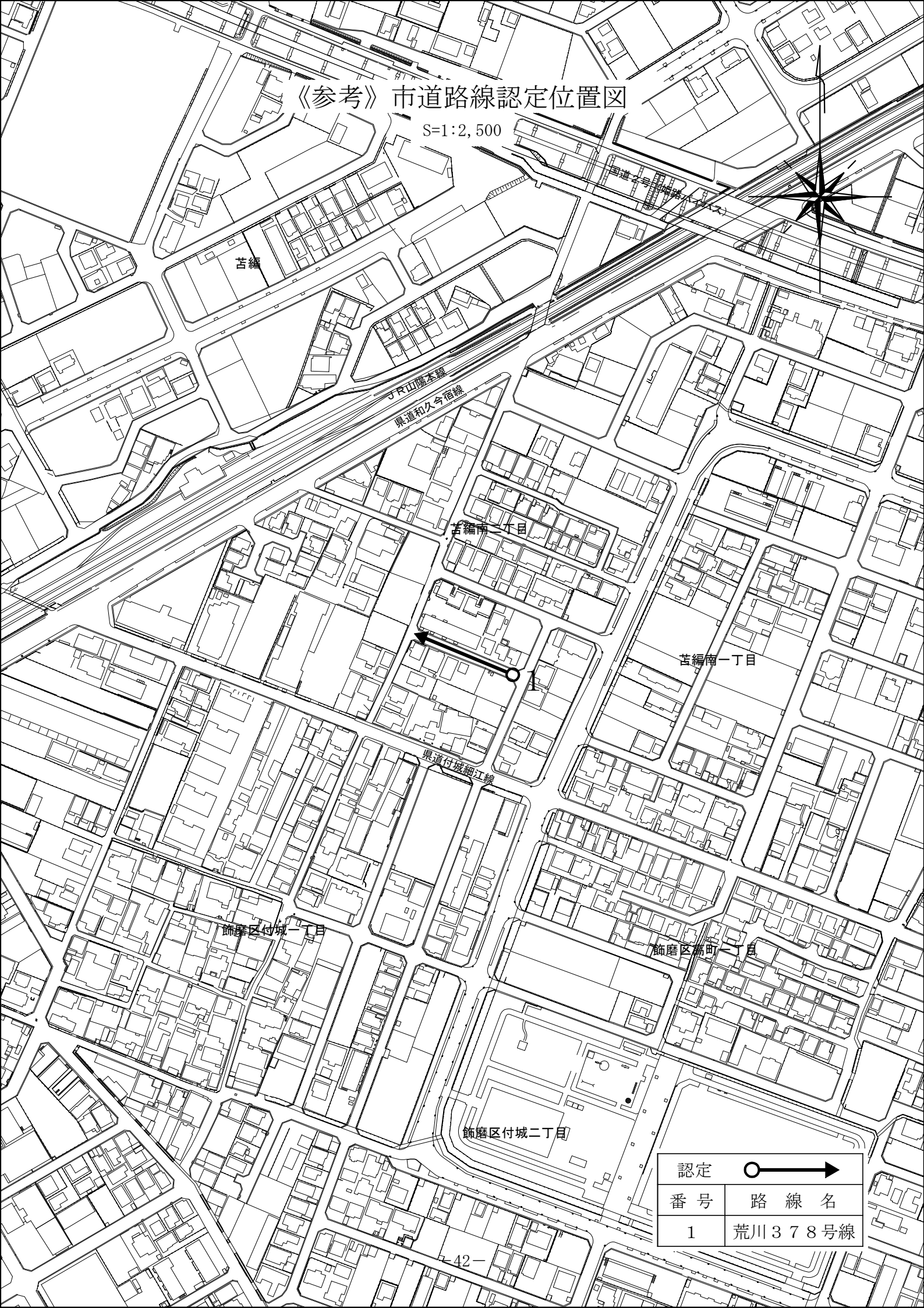
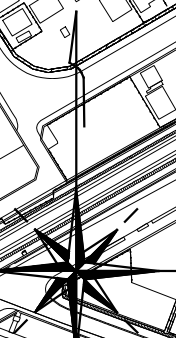
主要地方道路飯路系統線



認定 番号	路線名
1	手柄231号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



苦編

JR山陽本線  
県道と久今宿線

苦編南一丁目

苦編南一丁目

県道付城細江線

飾磨区付城一丁目

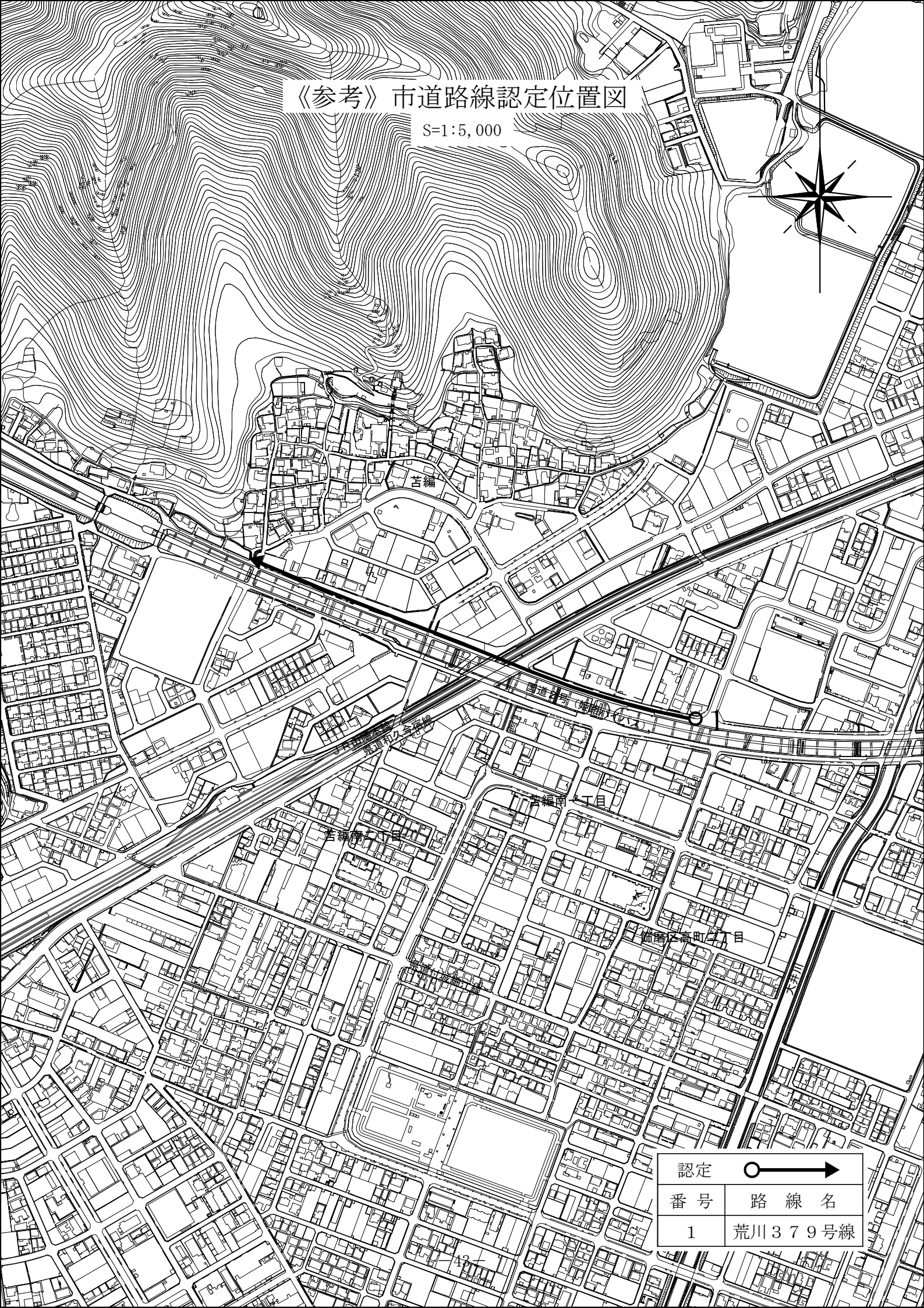
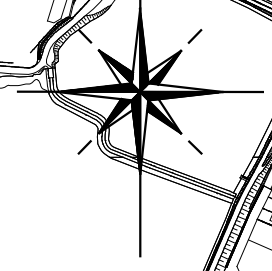
飾磨区常町一丁目

飾磨区付城二丁目

認定	
番号	路線名
1	荒川378号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:5,000



認定 番号	路線名
1	荒川379号線

# 《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

山陽電鉄本線

市立白浜小学校

白浜町

市立白浜幼稚園

国道250号

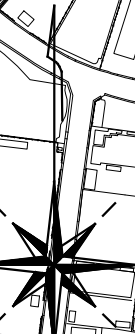


廃止		○ - - - - ->	
番号	路線名		
1	白浜 51号線		

認定		○ ———>	
番号	路線名		
1	白浜 51号線		

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



県道和久今宿線

飾磨区矢倉町二丁目

飾磨区矢倉町一丁目



1

飾磨区英賀宮町一丁目

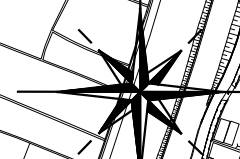
飾磨区英賀宮町一丁目

県道英賀保停車場線

認定	
番号	路線名
1	英賀353号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



市立夢前中学校

広畑区

JR山陽本線

廃止	
番号	路線名
1	八幡384号線

認定	
番号	路線名
1	八幡384号線



《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定 番号	路線名
1	八幡392号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



広畑区西蒲田

広畑区西蒲田4丁目

東道広畑青山線

認定	
番号	路線名
1	八幡393号線

# 《参考》市道路線認定位置図

市立広畑第二幼稚園

S=1:2,500

市立広畑第二小学校

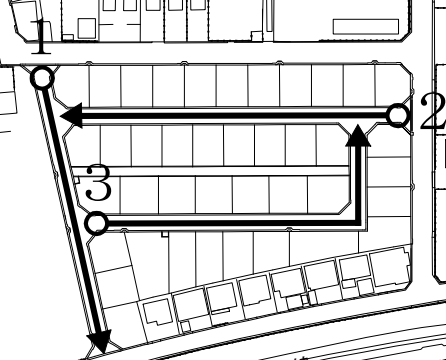
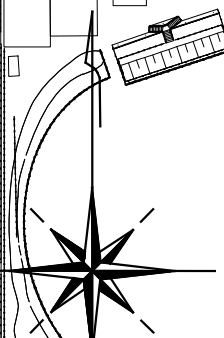
広畑区高浜町三丁目

県道才広畑線

山陽電鉄網干線

広畑区吾妻町三丁目

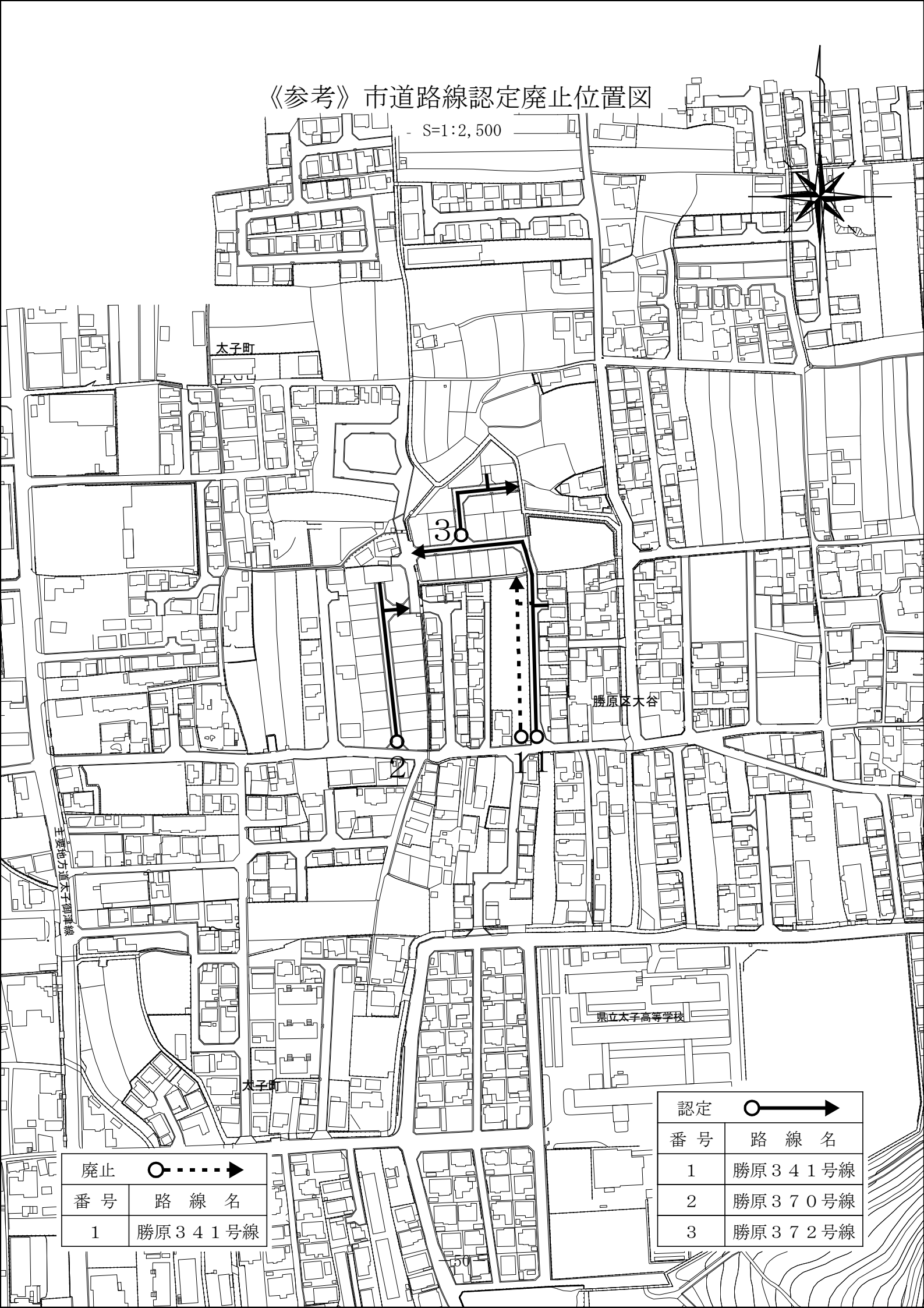
国道250号



認定	
番号	路線名
1	広畑311号線
2	広畑312号線
3	広畑313号線

# 《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



廃止	○-----▶
番号	路線名
1	勝原341号線

認定	○————▶
番号	路線名
1	勝原341号線
2	勝原370号線
3	勝原372号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



勝原区宮田

大津茂川

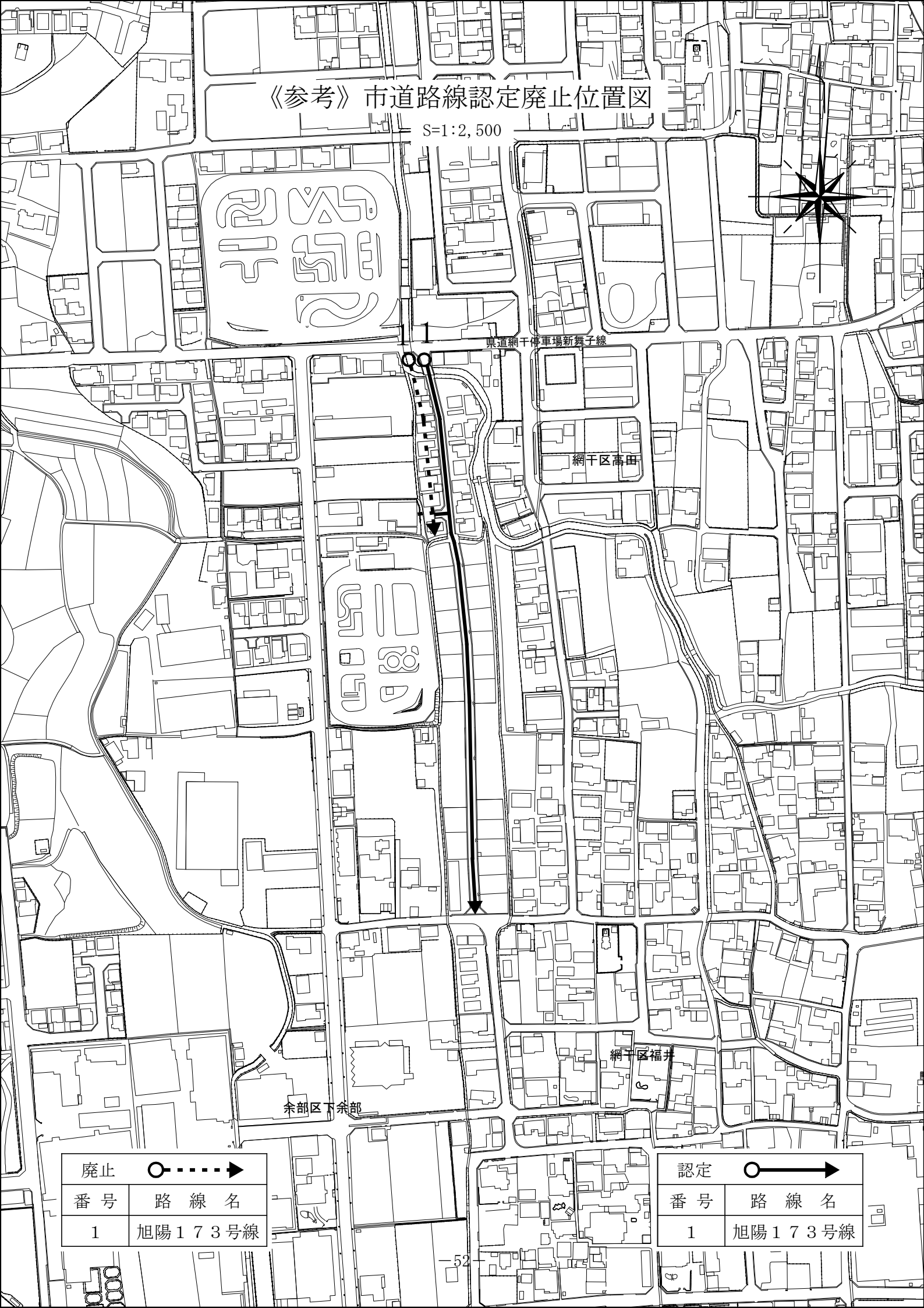
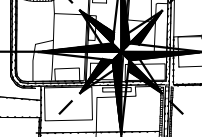
網干区宮内

網干区田井

認定	
番号	路線名
1	勝原371号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



県道網干停車場新舞子線

網干区高田

網干区福井

余部区下余部

廃止	○- - - - ->
番号	路線名
1	旭陽173号線

認定	○———>
番号	路線名
1	旭陽173号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



市立大津茂小学校

網干区田

西汐入川

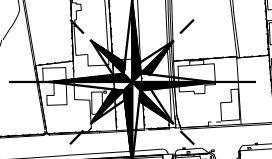
大津区長松



認定 番号	路線名
1	旭陽255号線
2	旭陽256号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



網干区坂出

1

市立朝日中学校

網干区宮内

網干区坂上

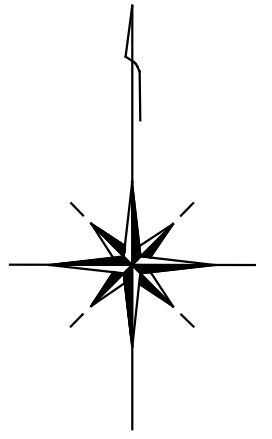
主要地方道太子御津線

認定 番号	路線名
1	旭陽257号線



# 《参考》市道路線認定位置図

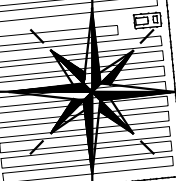
S=1:2,500



認定 番号	路線名
1	余部104号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

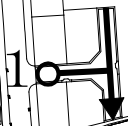


余部区上余部

余部区下余部

堀洞川

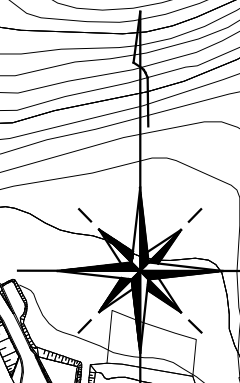
市立余部小学校



認定	
番号	路線名
1	余部105号線

# 《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

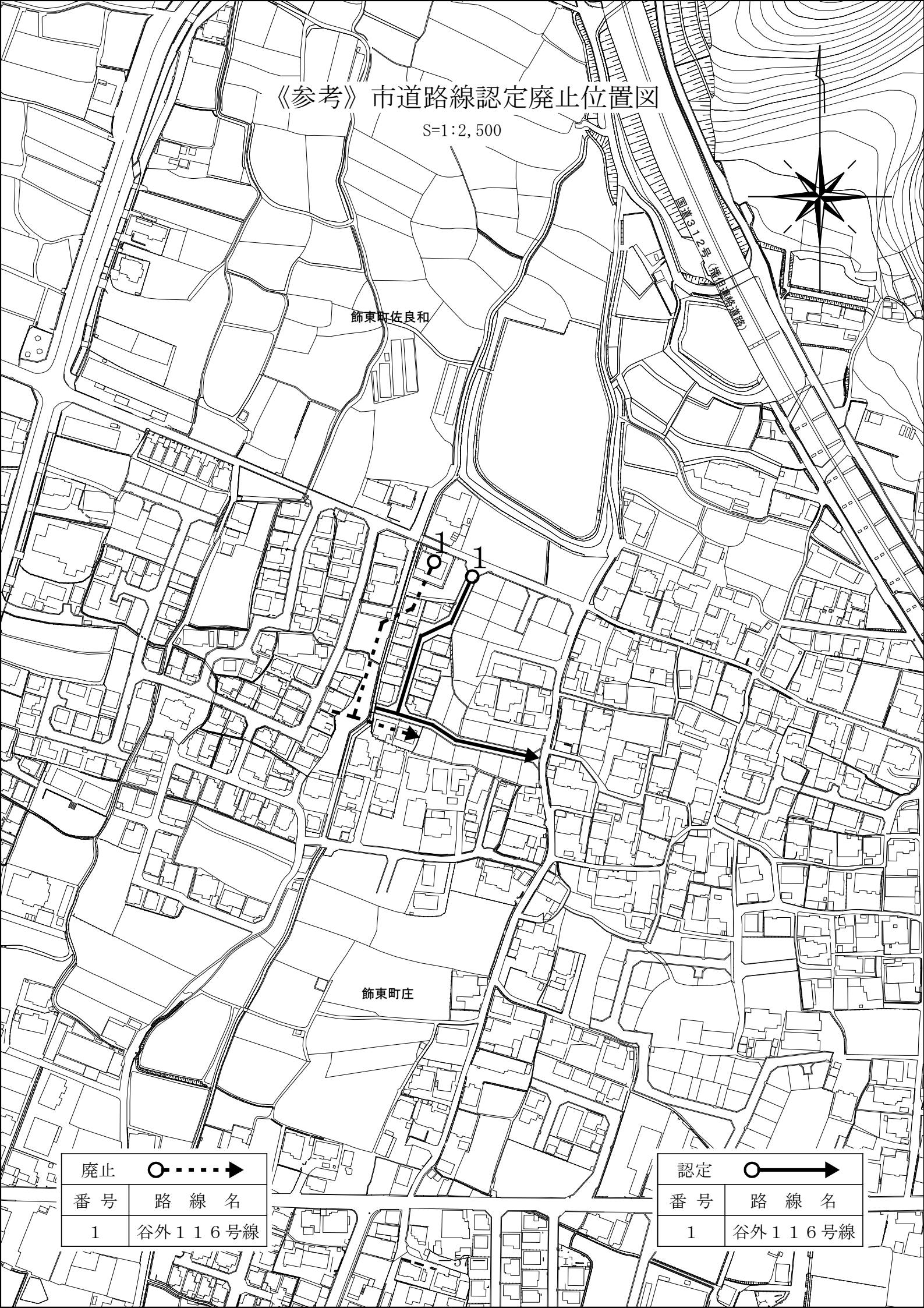


飾東町佐良和

飾東町庄

廃止 番号	路線名
1	谷外116号線

認定 番号	路線名
1	谷外116号線



《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



飾東町佐良和

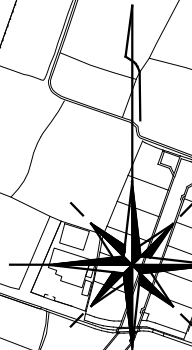
飾東町庄

認定	
番号	路線名
1	谷外148号線

58

《参考》市道路線認定位置図

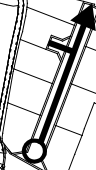
S=1:2,500



県道新鹿花田線

四郷町山脇

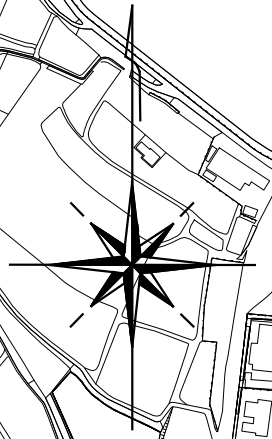
四郷町城元



認定 番号	路線名
1	四郷135号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定	
番号	路線名
1	別所216号線

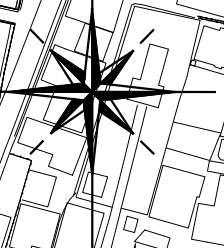
《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

香寺町中屋

香寺町中野

香寺町大銅



認定	
番号	路線名
1	香呂307号線

## 議 案 第 1 2 9 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 令和 4 年度姫路市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 4 年度姫路市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 8 0 6, 4 9 1, 3 3 0 円のうち、8 5 6, 9 3 0, 9 6 6 円を建設改良積立金に積み立て、9 4 9, 5 6 0, 3 6 4 円を資本金に組み入れる。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提出する。

## 記

## 令和 4 年度姫路市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	40,663,713,186	174,555,221	1,806,491,330
議会の議決による処分額	949,560,364		△1,806,491,330
減債積立金の積立			
建設改良積立金の積立			△856,930,966
資本金への組入	949,560,364		△949,560,364
利益剰余金への組入			
処分後残高	41,613,273,550	174,555,221	(繰越利益剰余金) 0



議 案 第 1 3 0 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 4 年度姫路市下水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 4 年度姫路市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 2 0, 1 1 0, 2 7 5 円のうち、3 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れる。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提出する。

記

令和 4 年度姫路市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	76,448,351,240	8,519,601,405	220,110,275
議会の議決による処分数額	30,000,000		△30,000,000
減債積立金の積立			
建設改良積立金の積立			
資本金への組入	30,000,000		△30,000,000
処分後残高	76,478,351,240	8,519,601,405	(繰越利益剰余金) 190,110,275

議 案 第 1 3 1 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和4年12月20日議決を得た議案第121号姫路市文化センター解体撤去工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「786,500,000円」を「799,941,956円」に更正する。

議 案 第 1 3 2 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和4年12月20日議決を得た議案第122号姫路市営市川住宅（第3期）高層建替（建築）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「2, 238, 500, 000円」を「2, 311, 222, 183円」に更正する。

議 案 第 1 3 3 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和4年12月20日議決を得た議案第123号姫路市宮庄田住宅（第1期）高層建替（建築）工事請負契約の件中、工期及び契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「

工 期	令和6年9月30日限り
契 約 金 額	998,800,000円

を

」

「

工 期	令和7年1月30日限り
契 約 金 額	1,050,940,295円

に更正する。

」

議 案 第 1 3 4 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和5年3月28日議決を得た議案第36号姫路市営市川住宅（第3期）高層建替（電気）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「222,420,000円」を「224,217,446円」に更正する。

議 案 第 1 3 5 号

令和 5 年 9 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和5年3月28日議決を得た議案第37号姫路市営市川住宅（第3期）高層建替（機械）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「311,300,000円」を「317,279,325円」に更正する。